

第 48 号 議 案

平成 29 年 11 月 29 日
総 務 課
任 用 給 与 課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第 5 条第 2 項に基づき、平成 29 年 11 月 24 日付 29 議事第 436 号をもって東京都議会議長より照会のあった議案(別添)に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

議 案 名	
1	第 1 6 6 号議案 東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例
2	第 2 2 6 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
3	第 2 2 7 号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
4	第 2 2 8 号議案 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
5	第 2 3 0 号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
6	第 2 3 1 号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
7	第 2 3 2 号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
意 見	
異議ありません。	

1 東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

再就職情報を公表する対象職員を拡大することに伴い、所要の改正を行う必要がある。

項 該 当 条 目 文	内 容						
公表 第8条第1項 第2項 第3項 第4項	<p>【再就職情報の公表対象の改正】</p> <p>○ 「再就職情報の公表」へ勤続20年以上の一般職員を公表対象に追加</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">現状</th> <th style="width: 50%;">改正案（対象追加）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">公表対象</td> <td style="text-align: center;">課長級以上の職員</td> <td style="text-align: center;">勤続20年以上の一般職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行期日)：平成30年4月1日 (経過措置)：平成30年1月31日以前に届出を行った一般職員は適用外</p>		現状	改正案（対象追加）	公表対象	課長級以上の職員	勤続20年以上の一般職員
	現状	改正案（対象追加）					
公表対象	課長級以上の職員	勤続20年以上の一般職員					

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成29年の人事委員会勧告等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容				
期 末 手 当 第21条第3項 第21条第4項第1号	<p>【再任用職員（指定職：局長級）に係る規定整備：勧告どおり】</p> <p>○ 再任用職員（指定職：局長級）に対する支給割合を新設</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">6月期 0.325月分</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">年間支給割合 0.75月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期 0.425月分</td> </tr> </table> <p>【級格付制度の廃止に伴う規定整備】</p> <p>○ 職務段階別加算の支給対象者から級格付者を除外するための文言を削除</p> <p>(施行期日)：平成30年4月1日</p>	6月期 0.325月分	}	年間支給割合 0.75月分	12月期 0.425月分
6月期 0.325月分	}	年間支給割合 0.75月分			
12月期 0.425月分					

勤 勉 手 当

第21条の2第2項第3号

第1号

第2号

**勤勉手当に関する
特例措置**

附則第8条

【再任用職員（指定職：局長級）に係る規定整備：勧告どおり】

- 再任用職員（指定職：局長級）に対する支給割合を新設

支給割合 0.525 月分

（施行期日）：平成30年4月1日

【勤勉手当の支給割合の改正：勧告どおり】

- 第21条の2第2項第1号から第3号まで（本則）

- 附則第8条（特例）：平成29年12月期に適用

（施行期日）：公布の日（平成29年12月22日予定）

ただし、平成29年12月1日に遡及して適用

（参考）

（単位：月分）

適用区分		現行	H29.12のみ （特例）	改正後 （本則）
再任用 以外	部長	1.20	1.30	1.25
	課長	1.10	1.20	1.15
	非管理職	0.90	1.00	0.95
	指定職	0.95	1.05	1.00
再任用	管理職	0.525	0.575	0.55
	非管理職	0.425	0.475	0.45
	指定職	—	—	0.525

※ 平成30年の勤勉手当の年間支給割合は、本則の支給割合に2を乗じた割合

条 例 非 適 用 者

本体附則第5項

【教育公務員特例法施行令の改正に伴う文言整備】

実習助手及び寄宿舍指導員の引用規定の条ずれに伴う文言整備

教育公務員特例法施行令第10条第2項

→ 教育公務員特例法施行令第9条第2項

（施行期日）：公布の日（平成29年12月22日予定）

**扶養手当に関する
特例措置**

本体附則第8項（新設）

【扶養手当の支給額の特例】

- 扶養認定に係る収入限度額（引下げ）の見直しに伴う激変緩和措置
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、東京都規則で定める場合には、東京都規則で定める額を支給

（施行期日）：平成30年4月1日

扶養認定要件の見直し（案）

東京都規則を改正

収入限度額 140万円未満 → 130万円未満

場 合 平成30年3月31日に扶養している親族のうち、その者の年間の収入が130万円以上140万円未満である場合で同年4月1日以降、引き続き130万円以上140万円未満である場合

額 対象となる扶養親族1人につき条例で定める額の1/2の額

※ 東京都規則の改正については、別途委員会付議

<p>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正</p> <p>附則第3条</p>	<p>【級格付制度の廃止に伴う規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年一部改正条例附則第6条の規定を削除 ○ 上記削除に伴い、同条例附則第7条及び第9条の文言整備 (施行期日)：平成30年4月1日 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">【参考 級格付制度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 任命権者(知事等)が、資格基準(年齢、在職年数等)に該当する者のうちから、職務内容、経験及び勤務成績等を総合的に判定し、昇任させずに1つ上位の職務の級に格付ける制度 ○ 管理職に係る選考は平成19年3月31日に廃止 一般職に係る選考は平成20年3月31日に廃止
<p>号給の切替え</p> <p>附則第4条</p>	<p>【級格付制度の廃止に伴う号給の切替え】</p> <p>職務の級が切り替えられる職員(級格付者)の平成30年4月1日(切替日)における号給は、切替え後の職務の級の号給のうち、切替日の前日における号給の給料月額と同額又は直近上位の額の号給(※)とする。</p> <p>※ 切替え前の給料月額が切替え後の職務の級の最高の号給の給料月額を超える場合は当該最高の号給</p> <p>(例 行(一) 2級格付者)</p> <p style="padding-left: 40px;">切替え前 2級70号(324,300円)</p> <p style="padding-left: 80px;">↓ (同額の号給に切替え)</p> <p style="padding-left: 40px;">切替え後 1級149号(324,300円)</p> <p>(施行期日)：平成30年4月1日</p>
<p>給料の切替えに伴う経過措置</p> <p>附則第5条・第7条</p> <p>附則第6条</p>	<p>【給料の切替えに伴う経過措置】</p> <p>切替え後の給料月額が切替え日の前日に受けていた給料月額に達しない職員には差額を給料として支給(均衡上必要があると認められる職員を含む。)</p> <p>【差額の支給を受ける職員が育児短時間勤務をする場合の差額】</p> <p>差額の支給を受ける職員が育児短時間勤務等をする場合は、その者の勤務時間に応じた額を支給</p> <p>(施行期日)：平成30年4月1日</p>
<p>給与の内払</p> <p>附則第9条</p>	<p>改正前の条例に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>(施行期日)：公布の日(平成29年12月22日予定)</p>
<p>委 任</p> <p>附則第10条</p>	<p>条例の施行に関し必要な事項は人事委員会が定める。</p> <p>(施行期日)：公布の日(平成29年12月22日予定)</p>

3 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

「2」と同様の改正を行う。

4 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

平成29年の人事委員会勧告に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用 第5条第1項 第2項	【期末手当の支給割合の改正：勧告どおり】 特定任期付職員に対する期末手当の支給割合を規定 ・6月期 「100分の157.5」 → 「100分の162.5」 ・12月期 「100分の172.5」 → 「100分の177.5」 (施行期日)：公布の日(平成29年12月22日予定) ただし、平成29年12月1日に遡及して適用
期末手当に関する特例措置 附則第3項	【期末手当に関する特例措置：勧告どおり】 平成29年12月期の支給割合について規定 「100分の177.5」 → 「100分の182.5」 (施行期日)：公布の日(平成29年12月22日予定) ただし、平成29年12月1日に遡及して適用
給与の内払 附則第4項	改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 (施行期日)：公布の日(平成29年12月22日予定)

5 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

「4」と同様の改正を行う。

6 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

退職手当における民間水準との均衡を図るため、退職手当を引き下げるほか、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
退職手当の基本額 第6条	【退職手当の基本額の支給率を見直し】 ○ 勤続期間に応じて決定される支給率(月数)を見直し ○ 最高支給率(勤続35年以上)45月 → 43月に引下げ 《勤続期間ごとの改正後の支給割合》 1年以上10年以下の期間：1年につき 90/100(現行のとおり) 11年以上15年以下の期間：1年につき 120/100(現行 130/100) 16年以上20年以下の期間：1年につき 160/100(現行のとおり) 21年以上30年以下の期間：1年につき 150/100(現行 160/100) 31年以上33年以下の期間：1年につき 140/100(現行 150/100) 34年以上の期間：1年につき 40/100(現行 50/100)

退職手当の調整額 第7条第1項	【調整額単価の見直し】 基本額と調整額を合計した退職給付について、職級等により設けた水準差が現行と同程度になるよう、調整額を引上げ (現行) 1,075円 → (改正後) 1,100円
調整額期間 第8条第3項 勤続期間の計算 第10条第4項	【育児短時間勤務取得期間に係る除算の見直し】 職員の育児と仕事の両立を支援する観点から、育児短時間勤務を取得した期間に係る除算見直し ○ 調整額期間 (現行) 除算対象 → (改正後) 除算対象外 ○ 勤続期間 (現行) 3分の1 → (改正後) 除算なし
給料の切替えに伴う経過措置 付則第30条(新設)	【職員の給与に関する条例等の改正に伴う差額支給に係る規定整備】 給料の切替えに伴う差額の支給を受ける者の退職手当算定基礎となる給料月額、給料月額と差額との合計額とする。
施行期日 附則第1条	平成30年1月1日 ただし、給料の切替えに伴う経過措置(付則第30条)については平成30年4月1日
経過措置 附則第2条	この条例の施行日以前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による

※ 参考1 退職手当の算出方法

- 国の退職手当額：基本額に調整額を加えて算出
 基本額：俸給月額×支給率(勤続期間・退職理由別支給率×調整率)
 調整額：職級が高い方から60月分の職級等に応じた区分ごとの調整月額の合計額
- 東京都の退職手当額：基本額に調整額を加えて算出
 基本額：給料月額×支給率
 調整額：退職前240月分の合計ポイント(職級等に応じた区分ごとに設定)×1,075円(現行)

※ 参考2 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案の概要

- 官民比較に基づき、おおむね5年ごとに行う退職手当支給水準の見直しにより、官民均衡を確保
- 人事院による官民比較調査の結果、平均78.1万円公務が民間を上回ることから見直し
 - 1 退職手当の支給水準の引下げ
 官民均衡を図るために法律上設けられた「調整率」を、87/100から83.7/100に引下げ
 (最高支給率 49.59月 → 47.709月)
 - 2 施行期日 平成30年1月1日

7 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

フレックスタイム制の導入等に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
一週間の正規の勤務時間 第2条第1項 第4項	【フレックスタイム制の導入に伴う改正】 ○ フレックスタイム制の導入に伴い、職員の正規の勤務時間を改正 <u>1週間について38時間45分</u> → <u>4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分</u> ○ 上記改正に伴い、正規の勤務時間の特例から時間の規定を削除
正規の勤務時間の割振り 第3条第2項	○ フレックスタイム制の対象及び正規の勤務時間の割振りを規定 対 象 任命権者が定める職場において始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める職員 （育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員は対象外） 割振り 職員の申告を経て、暦日を単位として平日に割振り
週 休 日 第4条第1項	○ フレックスタイム制勤務職員は、土日以外の週休日を、4週間のうち1日に限り平日に設けることが可能
休 憩 時 間 第6条第2項	
休 息 時 間 第7条第1項	○ フレックスタイム制勤務職員は、休憩時間、休息時間、休日の振替えの特例の対象から除外
休日の振替え 第12条第1項	
文 言 整 備 第1条第2項 第3条第1項 第4条第1項	【教育公務員特例法施行令の改正に伴う文言整備】 教育公務員特例法施行令第10条第2項 → 教育公務員特例法施行令 <u>第9条第2項</u> 【文言整備】 「月曜日から金曜日までの5日間」を「平日」に言い換え
施 行 期 日 附則	平成30年4月1日 ただし、教育公務員特例法施行令の改正に伴う文言整備（第1条第2項）については公布の日から施行



29議事第436号

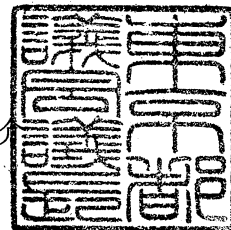
平成29年11月24日

東京都人事委員会委員長
青山 侑 殿



東京都議会議長

尾崎 大 介



「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

平成29年第4回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第5条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第166号議案 東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第226号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第227号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第228号議案 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 第230号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 第231号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 第232号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例